

法制情報

第 5 号

テーマ「地方自治法における予算と議会の権限」

はじめに

予算を定めることは、地方自治法で規定されている議会の重要な権限の 1 つです。

予算は、議会が議決することによって成立し、執行機関による支出や債務負担の内容、限度等を拘束することから、長の行政執行を監視できる権限ともいえます。また、本会議や委員会における審議・審査において、予算議案への質疑・討論等を通じて事業等に係る検証や要望を行うことも可能だと考えられます。

このように、予算を定めるに当たり、議会側の関わりも大きいことから、改めて予算の制度や議会での審議等について御紹介します。

1 予算の原則

予算とは、一会計年度における地方公共団体の収入・支出や、将来にわたり金銭債務を負担する行為等を見積もったものです。

また、地方公共団体の行政活動は、何らかの収入と支出を伴うものであるため、予算は、この収入と支出の見積りという形で地方公共団体の活動計画を定めるものです。

予算は、住民の代表である長（市長）が作成し、もう一方の住民の代表である議会が議決することによって成立しますが、これは、地方公共団体の行財政運営に住民の意思を反映させるとともに、執行機関が独善的な運営に陥ることを防止しようとする考えによるものといわれています。（地方議会運営研究会編、「地方議会運営事典 第 2 次改訂版」・ぎょうせい・574 頁参照）

(1) 会計年度独立の原則

会計年度とは、地方公共団体の歳入歳出を区分し、会計経理を明確にするために設けられた一定期間のことであり、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わります（地方自治法（以下「法」といいます。）第 208 条第 1 項）。

また、各会計年度における歳出は、その年度の歳入を充てなければならず、これを会計年度独立の原則といいます（法第 208 条第 2 項）。これは、歳入と歳出との均衡を図り、財政の健全な運営を図ることを目的とするためです。

（会計年度及びその独立の原則）

第 208 条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。

※引用する法令について、特に法令名がないものは全て「地方自治法」の抜粋です。

(2) 単一会計主義の原則

単一会計主義の原則とは、財政状況の全体像を容易に把握できるよう地方公共団体の収支の全てを単一の会計にまとめる原則をいいます。

【特別会計】

単一会計主義の原則の一方で、地方公共団体の複雑多岐にわたる事務を単一の会計で処理することは困難であるので、この例外として、地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合においては、条例で特別会計を設置することができます（法第 209 条）。

（会計の区分）

第 209 条 普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

本市においては、現在（平成 31 年 2 月）、条例で 16 の特別会計が設置されています。

- | | |
|------------------|------------------|
| ・横浜市国民健康保険事業費会計 | ・横浜市公害被害者救済事業費会計 |
| ・横浜市港湾整備事業費会計 | ・横浜市市街地開発事業費会計 |
| ・横浜市中央卸売市場費会計 | ・横浜市自動車駐車場事業費会計 |
| ・横浜市中央と畜場費会計 | ・横浜市介護保険事業費会計 |
| ・横浜市母子父子寡婦福祉資金会計 | ・横浜市新墓園事業費会計 |
| ・横浜市公共事業用地費会計 | ・横浜市風力発電事業費会計 |
| ・横浜市市債金会計 | ・横浜市後期高齢者医療事業費会計 |
| ・横浜市勤労者福祉共済事業費会計 | ・横浜市みどり保全創造事業費会計 |

なお、公営企業の会計については、地方公営企業法に基づき、別途会計が設けられ、本市では 7 つの事業について公営企業会計が設定されています。

○地方公営企業法

（特別会計）

第 17 条 地方公営企業の経理は、第 2 条第 1 項に掲げる事業ごとに特別会計を設けて行なうものとする。但し、同条同項に掲げる事業を二以上経営する地方公共団体においては、政令で定めるところにより条例で二以上の事業を通じて一の特別会計を設けることができる。

(3) 総計予算主義の原則

総計予算主義の原則とは、予算において歳入及び歳出を区別した上で、それぞれ別個に総額を計上しなければならない、全ての収入及び全ての支出は、予算に計上されなければならないことをいいます（法第 210 条）。

これによって地方公共団体の予算における一切の収支を明らかにし、予算の全体像を明瞭にすること、議会ないし住民による監督を容易にすること、予算執行の責任の所在を明確にすることが期待されます。

（森稔樹、「別冊法学セミナーno. 211 新基本法コンメンタール地方自治法 第 1 版」・日本評論社. 252 頁参照）

(総計予算主義の原則)

第 210 条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

(4) 事前議決の原則

予算は、議会の議決を絶対的要件としており（法第 96 条第 1 項第 2 号）、議決を得て成立した予算が執行されるため年度が始まる前に議会の議決を経なければなりません（法第 211 条第 1 項）。これを事前議決の原則といいます。

(予算の調製及び議決)

第 211 条 普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市にあつては 30 日、その他の市及び町村にあつては 20 日までに当該予算を議会に提出するようにしなければならない。

(第 2 項省略)

この原則に対し、法が認める例外として、いわゆる原案執行（法第 177 条第 2 項。詳細は P10 を参照）や議会が成立しない場合等に長が行う専決処分（法第 179 条第 1 項）があります。

第 177 条 普通地方公共団体の議会において次に掲げる経費を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入について、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。

- (1) 法令により負担する経費、法律の規定に基づき当該行政庁の職権により命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費
- (2) 非常の災害による応急若しくは復旧の施設のために必要な経費又は感染症予防のために必要な経費

2 前項第 1 号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その経費及びこれに伴う収入を予算に計上してその経費を支出することができる。

(第 3 項省略)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

(第 3 項及び第 4 項省略)

なお、事前議決を受けずに予算執行が行われ、その執行分の内容を補正予算又は次年度予算に盛り込み、議決を受けたとしても、その違法性は治癒されないとされています（東京高裁昭和 52 年 8 月 9 日判決）。

【補正予算と暫定予算】

予算は、一会計年度の歳入及び歳出を網羅して計上することが理想ですが、年度途中において災害の発生、政策の変更、制度の改正等により経費に過不足が生ずることがあります。このような場合には一旦成立した予算科目又は金額の補正を認めざるを得ません。この新事態に対応するのが補正予算です。

また、予算の審議の中で、様々な理由から年度開始前に予算が成立しない場合などに、行財政運営の中断を防ぐため、必要に応じて、その成立までの一定期間のつなぎの予算として調製したものを、暫定予算といいます。

（補正予算、暫定予算等）

第 218 条 普通地方公共団体の長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを議会に提出することができる。

2 普通地方公共団体の長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを議会に提出することができる。

3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

（第 4 項省略）

<行政実例>

○当初予算成立前における補正予算の提案及びその議決の時期

（昭和 28 年 7 月 1 日 自行行発第 204 号 行政課長回答）

問 昭和 28 年度の当初予算案を議会に提出した後に衆議院が解散されたため、その議員の選挙に要する経費を追加する必要が生じた場合であっても、当初予算の成立後でなければ、28 年度の追加予算（現行法では補正予算）案は提出できないか。

答 提出できるものと解する。なお、追加予算（現行法では補正予算）の議決は、当初予算の議決後でなければならないから、念のため。

2 予算の内容

予算の内容は、「①歳入歳出予算、②継続費、③繰越明許費、④債務負担行為、⑤地方債、⑥一時借入金及び⑦歳出予算の各項の経費の金額の流用」の7項目に関する定めからなっています（法第215条）。

予算の本質的な内容である歳入歳出予算に加え、これに直接関係を有するものや将来において経費の支出を伴い、将来の予算を拘束することとなるものを含めて、予算という形式によって一括して議会の議決を経ることとされています。

（大塚康男、「議会人が知っておきたい危機管理術 改訂版」.ぎょうせい.135頁参照）

① 歳入歳出予算

（歳入歳出予算の区分）

第216条 歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。

歳入歳出予算は、一会計年度における地方公共団体の行政運営に必要な諸経費と、これに伴う所要財源調達の見通しを分類し、積算、集計したものをいいます。そして、財源調達の見積りである歳入予算と、所要経費の見積りである歳出予算に区分されます。

歳入予算は、収入の「性質別」に従つて「款」に大別し、各款中においてこれを「項」に区分し、計上されます。計上される金額は、当該年度における収入の見込みであつて、できるだけ正確に見積もる必要はありますが、執行機関を法的に拘束するものではありません。

歳出予算は、その「目的別」に従つてこれを「款」「項」に区分することとされており、経費の支出予定額の見積りであるとともに、執行機関に対し、その期間、目的及び金額の限度において支出を行う権限を与えるものであつて、執行機関を拘束するという予算の重要な機能が具体化されているといえます。そしてそれぞれの区分の基準は、総務省令に示されています（地方自治法施行令（以下「令」といいます。）第147条）。

（大塚康男、「議会人が知っておきたい危機管理術 改訂版」.ぎょうせい.136頁参照）

② 継続費

（継続費）

第212条 普通地方公共団体の経費をもつて支弁する事件でその履行に数年度を要するものについては、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたつて支出することができる。

2 前項の規定により支出することができる経費は、これを継続費という。

地方公共団体の会計は、会計年度の独立が原則のため、議会では毎年度、予算を審議することになりますが、継続費は、その例外として数年度にわたつて支出することのできる経費です。そのため最初の議決の段階で、その事業の必要性や事業規模などについて、十分な審議が求められます。

（稲沢克祐、「50のポイントでわかる 地方議員 予算審議・決算審査ハンドブック」.学陽書房.16頁参照）

③ 繰越明許費

(繰越明許費)

第 213 条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

継続費と同様、会計年度独立の原則の例外の 1 つです。事業が何らかの理由で年度内に終了せず、歳出予算に残額があれば、その不用額と同額の歳入予算も余っているはずですが、不用額分に相当する歳入（財源）を繰り越して使用できるようにするのが、繰越明許費の役目です。

(稲沢克祐.「50 のポイントでわかる 地方議員 予算審議・決算審査ハンドブック」.学陽書房.16 頁参照)

実際に翌年度に繰り越した経費については、翌年度 5 月 31 日までに繰越計算書を調製し、次の議会に報告しなければならないとされています（令第 146 条第 2 項）。

<行政実例>

○年度内に議決を経ない予算の繰越 (昭和 32 年 12 月 24 日 自庁行発第 230 号 行政課長回答)

問 予算の繰越使用に関する議案が本年 3 月 29 日に町議会に提出されたが、議会は休会となり、4 月 5 日に当該議案が議決された。

この場合

- 1 右の予算繰越使用の議決は無効と解するかどうか。
- 2 1 の議決が無効とすれば、繰越予算に基き行った事業および経費の支出を如何にすべきか。

答 1 お見込のとおりと解する。(→無効)

2 追加予算（現行は、補正予算）を編成の上措置する外はないものと解する。

④ 債務負担行為

(債務負担行為)

第 214 条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

土地開発公社に土地の先行取得を委託する場合や、建物の賃借料を毎年定額で払う契約を締結するなど、歳出予算に計上された経費の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額以外で、地方公共団体が債務を負担する行為をする必要がある場合の予算措置のことをいいます。

(大塚康男.「議会人が知っておきたい危機管理術 改訂版」.ぎょうせい.137 頁参照)
(地方議会運営研究会編.「地方議会運営事典 第 2 次改訂版」.ぎょうせい.575 頁参照)

⑤ 地方債

(地方債)

第 230 条 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。

2 前項の場合において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算でこれを定めなければならない。

地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えるものを地方債といいます。

地方公共団体は、法律で定める場合において、予算の定めるところにより地方債を起すことができ、その場合には、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を予算で定めなければならないとされています。

地方債を起すことができる場合は、地方財政法や過疎地域自立促進特別措置法等に規定されており、地方財政法施行令の定めるところにより、原則として総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならないとされています（地方財政法第 5 条の 3）。

(猪野積,「地方自治法講義〔第 4 版〕」. 第一法規. 195-196 頁参照)

⑥ 一時借入金

(一時借入金)

第 235 条の 3 普通地方公共団体の長は、歳出予算内の支出をするため、一時借入金を借り入れることができる。

2 前項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、予算でこれを定めなければならない。

3 第 1 項の規定による一時借入金は、その会計年度の歳入をもつて償還しなければならない。

一時借入金は、歳出予算内の支出現金の一時的不足を補うための資金繰りとして借り入れられるものであるため、歳入となるものではありません。

高額にわたって予算の負担とならないよう、その借入れの最高額を予算で定めることとされています。

(猪野積,「地方自治法講義〔第 4 版〕」. 第一法規. 196 頁参照)

⑦ 歳出予算の各項の経費の金額の流用

(予算の執行及び事故繰越し)

第 220 条 (第 1 項省略)

2 歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができない。ただし、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができる。

(第 3 項省略)

歳出予算とは、議論の上で限られた財源を配分した結果のため、この金額を超えて執行することは認められず、やむを得ずその金額を超えて執行する際には、補正予算として、もう一度議決を受ける必要があります。

しかし、事業予算の一部に不足が出てしまうような事態、そしてその執行が急がれる場合も考えられるため、歳出予算の「各項」の経費については、一定限度までの流用を予算の定めにより、認めることができます。

(稲沢克祐,「50 のポイントでわかる 地方議員 予算審議・決算審査ハンドブック」. 学陽書房. 18 頁参照)

3 議会での審議

(1) 予算の調製と提出

予算の調製及び提出は、地方公共団体の長に専属する権限であり、議会の側には認められていません（法第 109 条第 6 項ただし書、法第 112 条第 1 項ただし書、法第 149 条第 2 号）。

第 109 条（第 1 項から第 5 項まで省略）

6 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。
（第 7 項から第 9 項まで省略）

第 112 条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。
（第 2 項及び第 3 項省略）

第 149 条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。
（第 1 号省略）

(2) 予算を調製し、及びこれを執行すること。
（第 3 号から第 9 号まで省略）

これは、長が一元的に処理することによって財政運営の統一を図り、責任の所在を明確にし、かつ、経理の適正を期するという趣旨によるものと解されています。

そのため、地方公共団体の委員会及び委員にも、原則として予算の調製及び提出は認められていません（法第 180 条の 6）。ただし、教育事務に関する予算の調製については、地方公共団体の長が教育委員会の意見を聴かなければならないとされています（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条）。

また、地方公営企業法の適用を受ける地方公営企業の管理者には、予算の原案の作成権が認められていますが、予算の調製及び提出の権限を有するのは、あくまでも地方公共団体の長のみとなっています（地方公営企業法第 8 条、第 9 条、第 24 条）。

【予算の調製】

予算の調製とは、次のような行為とされています。

歳入についてあらゆる資料に基づいて正確にその財源をとらえ、かつ経済の状況を勘案して適正に収入を算定するとともに、義務的経費はもちろん、選択したその他の業務に関する経費を歳入とのバランスの上に計上することで、予算の編成までの一切の行為である。

（地方議会運営研究会編、「地方議会運営事典 第 2 次改訂版」・ぎょうせい、576—577 頁）

また、予算を編成するに当たっては、地方財政法に次のような規定があります。

○地方財政法

（予算の編成）

第 3 条 地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

2 地方公共団体は、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。

長が議会に当初予算を提出する時期は、遅くとも年度開始前、都道府県及び指定都市は30日、その他の市町村については20日までとなっています（法第211条第1項）。

「年度開始前30日までに」とは、3月31日を第1日目とし、遡って数え30日目に当たる日、すなわち3月2日までとされています。

なお、法定期限経過後に予算を議会に提出しても、長の政治的責任はともかく、当該予算の効力に影響はないとされています。

（地方議会運営研究会編、「地方議会運営事典 第2次改訂版」.ぎょうせい.576頁参照）

なお、地方公共団体の長は、予算を提出するときは、議会の審議に資するために「予算に関する説明書」をあわせて提出しなければならないとされています（法第211条第2項）。

（予算の調製及び議決）

第211条 普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び第252条の19第1項に規定する指定都市にあつては30日、その他の市及び町村にあつては20日までに当該予算を議会に提出するようにしなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。

<行政実例>

○予算提出の時期（昭和28年2月25日 自行行発第38号 行政課長回答）

問 地方自治法第234条第1項（現行法では第211条）に「普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、……30日までに当該予算を議会に提出するようにしなければならない。」とあるが、これは時間的余裕をもって慎重に予算を審議することを得るように措置することを定めたもので、強制規定ではなく、訓示規定と解釈して差し支えないか。

また、やむを得ない事情のため、期間を短縮して年度開始前25日までに予算を議会に提出した場合はどうか。

答 法定の期限を経過してから予算を議会に提出しても当該予算の効力に影響はないが、長は遅くとも法定の期限までに提出するようにすべきである。

※ 予算を伴う条例案の提出については「市会ジャーナル特別編 法制情報第3号」で解説しておりますので、併せてご参照ください。

（市会ジャーナル 第177号 平成30年度 vol.3 P3「<Point!> 予算を伴う条例案」）

【議決科目と行政科目(執行科目)】

法第216条が歳入歳出予算の区分を定めるのは、議会の議決の対象となる範囲を画定するためであると解されています。

歳入歳出予算のうち款・項が議会の議決の対象となり、これを議決科目といいます。

これに対し、令第150条第1項第3号により、予算を執行するために各項から区分される目・節は、議会の議決の対象とはなりません。このことから、目・節を行政科目又は執行科目といいます。

議決科目、すなわち款・項の区分及びその金額は、これらに従って予算の執行をなすべく、地方公共団体の長を拘束しますが、特に予算において各項の経費の金額の流用について定めた場合には、その流用が認められます。

(森稔樹、「別冊法学セミナーno. 211 新基本法コンメンタール地方自治法 第1版」. 日本評論社. 259頁参照)

(2) 否決

議会は予算の議決権を有しているので、予算案を否決することが可能であると解されています。

仮に、予算が否決された場合は、長による再議(法第176条第1項)の規定の適用はないと解されています。

<行政実例>

○「否決」は再議の対象にならない理由 (昭和26年10月12日 自行発319号 行政課長回答)

問 第176条第1項にいう「議決について異議があるとき」の「議決」の中には否決も入るものと解するが、「第176条第1項の規定を適用することができない」との昭和25、6、8行政実例はいかなる意味であるか。

<参考昭和25、6、8実例>

問 議案が否決されたため、長が第176条第1項の再議決に付した場合、過半数で再び否決したとき、議案は廃案となるか。

答 第176条第1項の再議に付することのできる議決は、当該議決が効力を生ずることについて又はその執行に関して異議若しくは支障のある議決をいうのであって、否決されたものについては、効力又は執行上の問題は生じないので再議の対象とはならないとの意である。

答 否決された議案については第176条第1項の規定を適用することができない。(以下省略)

ただし、法令により負担する経費や地方公共団体の義務に属する経費などを含む予算を議会が否決した場合には、法第177条第1項の規定の適用があり、長は、その案を再議に付さなければならないとされています。再議の結果、なお議会が予算案を否決した場合には、いわゆるこれらの義務的経費に関する部分については、長はその経費及びこれに伴う収入を予算に計上してその経費を支出することができるとされています。これを原案執行とも呼びます(法第177条第2項)。

(地方財務制度研究会編、「地方財務ハンドブック<第5次改訂版>」. ぎょうせい. 35頁参照)

<行政事例>

<p>○否決された場合の再議 (昭和30年3月19日 自丁行発第49号 行政課長回答)</p>	
<p>問 議会において否決された議案については、その内容のいかんにかかわらず、第176条及び第177条の規定による再議はあり得ないと思うがどうか。</p>	<p>答 第176条第1項の規定は、否決された議決については適用することができないと解されるが、第177条第2項及び第3項(現行法では第1項及び第2項)の規定は、義務費等特殊の経費に関する特別規定であって、否決は経費の削除と解すべく、この場合は再議に付すことができる。</p>
<p>○当初予算案及び関連議案の否決に対する法的措置 (昭和30年3月19日 自丁行発第50号 行政課長回答)</p>	
<p>問1 第177条第2項(現行法では第1項)に掲げる経費を主とする当初予算案及び関連議案が定例県議会において否決されたときは、予算案(関連する特別会計予算案を含む。)については第177条第2項(現行法では第1項)の規定により再議に、予算に関連するその他の議案については新議案として提出すべきものと考えらるがどうか。</p> <p>2 前項の再議については、第176条第4項による再議の場合のごとく付議期間の制限はなく、可及的すみやかに臨時議会を招集しこれに付してよいものと解するがどうか。</p>	<p>答1 いずれもお見込のとおり。</p> <p>2 お見込のとおり。</p>

第176条 普通地方公共団体の議会の議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、その議決の日(条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決については、その送付を受けた日)から10日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。

(第2項及び第3項省略)

4 普通地方公共団体の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。

(第5項から第8項まで省略)

※第177条はP3をご覧ください。

(3) 修正

予算案の修正については、予算提出権が長に専属していることから、議会がこれを増額修正する場合には、長の予算の提出権を侵すことができないという制限が課せられています（法第97条第2項）。

第97条（第1項省略）

2 議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。

いかなる場合に、長の提出権を侵すことになるかは、増額修正しようとする内容、規模、当該予算全体との関連、当該地方公共団体の行財政運営における影響度等を総合的に勘案して、個々の具体の事案に即して判断される必要があるとされています。

<総務省（自治省）見解>

○予算の増額修正について<通知>（昭和52年10月3日 自治行第59号 行政局長通知）

地方公共団体の議会の予算の増額修正について、当局の見解は下記のとおりであるので、参考までに通知する。

なお、昭和39年3月16日付け自治行第37号「予算の増額修正について」は、これを廃止する。

- 1 当該予算の趣旨を損うような増額修正をすることは、長の発案権の侵害になると解する。 予算の趣旨を損うような増額修正に当たるかどうかを判定するに当たっては、当該増額修正をしようとする内容、規模、当該予算全体との関連、当該地方公共団体の行財政運営における影響度等を総合的に勘案して、個々の具体の事案に即して判断することが必要である。 なお、このことは、歳入歳出予算だけでなく、継続費、債務負担行為等についても、同様である。
- 2 地方公共団体の議会の予算審議において、議会が予算修正を行おうとするときは、長と議会との間で調整を行い、妥当な結論を見出すことが望ましい。

例えば、予算案に新たな「款」又は「項」を加えることは、原則として長の提出権の侵害になると解されています。（猪野積、「地方自治法講義〔第4版〕」・第一法規、193頁参照）

なお、減額修正については、特定の行政執行の必要性を認めないという観点から予算の修正を行うことは当然できるものと理解されているため、このような制限はないとされています。

また、補正予算の増額修正については、既定予算のうち、補正の対象とされていない部分について修正することはできず、補正予算案に関する部分のみが増額修正の対象となると解されています。

（大塚康男、「議会人が知っておきたい危機管理術 改訂版」・ぎょうせい、141頁参照）

(4) 成立

議会において予算議決があったときは、議長は3日以内(※)にこれを長に送付することとなります(法第219条第1項)。

長は、この送付を受けて、再議その他の措置を講ずる必要がないと認める場合には、直ちに、その要領を住民に公表し、会計管理者に成立の旨を通知します(法第219条第2項、令第151条)

※ 「3日以内」とは、予算を定める議決のあった日の翌日を第1日目として、3日目に当たる日までを指します。

(地方財務制度研究会編、「地方財務ハンドブック<第5次改訂版>」.ぎょうせい.34頁参照)

(予算の送付及び公表)

第219条 普通地方公共団体の議会の議長は、予算を定める議決があったときは、その日から3日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により予算の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、直ちに、その要領を住民に公表しなければならない。

○地方自治法施行令

(予算が成立したとき等の通知)

第151条 普通地方公共団体の長は、予算が成立したとき、歳出予算を配当したとき、予備費を充当したとき、又は地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用したときは、直ちにこれを会計管理者に通知しなければならない。

[参考資料・文献]

- ・『50のポイントでわかる 地方議員 予算審議・決算審査ハンドブック』稲沢克祐 著 (学陽書房)
- ・『地方自治法講義〔第4版〕』猪野積 著 (第一法規)
- ・『議会人が知っておきたい危機管理術 改訂版』大塚康男 著 (ぎょうせい)
- ・『地方議会運営事典 第2次改訂版』地方議会運営研究会 編 (ぎょうせい)
- ・『地方財務ハンドブック<第5次改訂版>』地方財務制度研究会 編 (ぎょうせい)
- ・『新訂 注釈地方自治関係実例集』地方自治制度研究会 編 (ぎょうせい)
- ・『地方自治関係実例判例集 普及版(第15次改訂版)』地方自治制度研究会 編 (ぎょうせい)
- ・『注釈地方自治法<全訂>』成田頼明 他編 (第一法規)
- ・『地方自治法の要点 第9次改訂版』檜垣正巳 著 (学陽書房)
- ・『新版 逐条地方自治法 <第9次改訂版>』松本英昭 著 (学陽書房)
- ・『要説 地方自治法〔第九次改訂版〕-新地方自治制度の全容-』松本英昭 著 (ぎょうせい)
- ・『別冊法学セミナーno.211 新基本法コンメンタール地方自治法 第1版』森稔樹 他著 (日本評論社)
- ・『地方議員のための予算・決算書読本』山崎正 著 (勁草書房)

「法制情報」は、「市会ジャーナル」の特別編として、議会活動を法制面でも積極的にサポートすることを目的として、議会局政策調査課(法制等担当)が編集・発行しているものです。